

日野川漁業協同組合内共第3号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、いwana及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具、漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規 模
あゆ	竿釣（友釣、毛針釣、空かけづり）	竿の長さ 10m以内
	投網	網据の目数 600 目以内 網高 3m以内
	脇投網（1人操業に限る）	網の長さ 8m以内 網高 60cm 以内 浮木禁止
	たも網	網目 3cm 以上、口径 30cm 以内
こい ふな	竿釣	1人 3竿以内
やまめ いwana	竿釣	1人 1竿

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
こい ふな	1月1日から12月31日まで
やまめ いわな	2月1日から9月30日まで

2 前項の解禁日の公表は、この組合及びこの組合が委託した遊漁承認証取扱店に掲示して行うものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、左欄の漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
空かけづり 脇投網 投網	日野川の南条大橋橋台下流端から上流 日野川の有定橋橋台下流端から石田橋橋台下流端より500mまでの区域	解禁日から 11月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学生のときは無料、身体障害者及び女性の場合は年券に限り2分の1に相当する額とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 3,000円
		1年 9,000円
	投網 脇投網 たも網	1日 6,000円
		1年 13,000円
こい ふな やまめ いわな	竿釣	1日 1,000円
		1年 4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 日野川漁業協同組合（福井県越前市松森町 33-5-4）
日野川漁業協同組合今庄支所（福井県南条郡南越前町今庄朝鮮淵 71-1）
- (2) 日野川漁業協同組合の各理事宅
- (3) 日野川漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店

店名	住所
今冶店	南越前町今庄 109-1
高嶋店	南越前町橋立 17-9
高橋店	南越前町大門 28-43
谷清店	南越前町燧 34-2
ファミリーマート 今庄店	南越前町今庄 55-4-7
フィッシング オクダ	越前市上大田町 29-15-1
ファミリーマート 南条店	南越前町東大道 36-105-1
今庄 365 温泉 やすらぎ	南越前町板取 85-6
フィッシングタックル フジノ武生店	越前市三ツ口町 139
明石釣具店	鯖江市長泉寺町 1-3-9
小林釣具	鯖江市三六町 2-1-5
上州屋 新福井店	福井市開発 4-311
フィッシャーズ 福井店	福井市高柳 2-623
Fishing Shop フナヤ	福井市二の宮 2-27-9
フィッシング ポイント	福井市八ッ島町 31-601
魚流	敦賀市舞崎町 6-29
上州屋 新敦賀店	敦賀市木崎 12-6-1
越前フィッシングセンター	福井市三郎丸 3-1105
好好庵	南越前町東大道 12-16-15

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(付則)

この規則は、行政庁の認可があった日より実施する。

遊 漁 承 認 証

表

裏

No.			
<p>遊漁承認証</p> <p>下記の通り遊漁を承認します。</p> <p>記</p>			
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(氏名) (年齢)</td> </tr> </table>	(住所)	(氏名) (年齢)
(住所)			
(氏名) (年齢)			
<p>有効期間</p> <p>遊漁期間</p> <p>魚 種</p> <p>漁具・漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">日野川漁業協同組合 印</p> <p style="text-align: center;">取扱所及び取扱者 印</p>			

<p>注意事項</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。 携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に 1,000 円を加算した額を納付していただきます。 2 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。 3 本証の使用は記名者本人に限ります。 4 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。 5 年券の場合には、最近 6 ヶ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けしてください。 6 本証に組合印、取扱者印のなきもの、月日の訂正、年券の場合は写真の貼り替えによる割印の訂正等は無効として没収します。 7 本証の再発行はいたしません。 8 本証は、発行後の事故については補償、払戻し等一切いたしません。 9 夜間の遊漁は大変危険ですので、行わないようお願いいたします。 10 農作物を傷めないこと。他人に迷惑をかけないよう、釣りマナーを守って遊漁してください。 11 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。 12 降雨に関する注意報等が出ているときは、特に注意してください。 13 遊漁するときは、電線・落雷に気をつけてください。 <p style="text-align: center;">当組合が行っている増殖事業及び漁場管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流、禁止区域の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。 2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

漁 場 監 視 員 証

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
日野川漁業協同組合 印	

裏

注意事項	
1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。	
2 被取締者から請求があったときは、この証を提示する。	
3 取締にあたっては、言語態度を温和に接する。	
4 取締は公平にして厳重にしなければならない。	
5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。	